政令第十五号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令及びハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第一条　ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

別表の三の項中「フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、インド、スリランカ、モルディブ、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦」を「インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア」に改め、「規定する場合」の下に「及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）別表第五に定める海上警備等手当が支給される場合」を加え、同表の四の項中「を行う場合」の下に「（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第五に定める海上警備等手当が支給される場合を除く。）」を加える。

（ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部改正）

第二条　ハイチ国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十二年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十四年一月三十一日」を「平成二十五年一月三十一日」に改め、同条第一号中「次条第一号において」を「以下」に、「法第三条第三号タ」を「同号タ」に、「同条第四号」を「同条第二号から第四号まで」に、「国際連合ハイチ安定化ミッション国際連合事務総長副特別代表室」を「国際連合ハイチ安定化ミッション軍事部門司令部」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「及び法」を「、法」に改め、「掲げる業務」の下に「及び同号ヲに掲げる業務（ハイチ地震の被災者であるものに対するものに限る。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

別表の四の項中「若しくは第二号」を削り、「同条第三号」を「同条第二号」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
外務大臣　玄葉光一郎
防衛大臣　田中　直紀

復興特別所得税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第十六号

復興特別所得税に関する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第四章の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条　この政令において、「復興特別所得税申告書」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「法」という。）第六条第八号に規定する復興特別所得税申告書をいう。

（法人課税信託の受託者等に関する通則）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第十六条第一項から第三項までの規定は、法第七条第二項の規定を適用する場合について準用する。

（外国税額の控除限度額の計算）

第三条　法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の居住者のその年分の法第六条第七号に規定する確定申告書に係る法第十条に規定する基準所得税額につき法第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額に、その年分に係る所得税法施行令第二百二十二条第一項に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

（予定納税）

第四条　所得税法施行令第二編第五章第一節（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十六条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。

2　法第十六条第三項の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額（以下この条において「復興特別所得税納付額」という。）に一円未満の端数がある場合又は復興特別所得税納付額の全額が一円未満である場合において、その端数金額又は全額（以下この項において「端数金額等」という。）に第一号に掲げる合計額を加算した金額から第二号に掲げる合計額を控除した金額（以下この項において「調整後端数金額等」という。）が五十銭以下であるときは、その端数金額等を切り捨てるものとし、その調整後端数金額等が五十銭超であるときは、その端数金額等を一円とする。

一　その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により切り捨てられた額の合計額

二　その復興特別所得税納付額に係る法第十六条第三項に規定する納付すべき復興特別所得税の額のうち既に納付された額について、この項の規定により一円とされた額を一円から控除した額の合計額（当該一円とされた額がない場合には、零）

3　前項の規定の適用がある場合における法第十六条第三項の規定により納付があったものとされた所得税の額は、同項の納付額から前項の規定を適用して計算した復興特別所得税納付額に相当する額を控除した額に相当する額とする。

（課税標準及び税額の申告）

第五条　所得税法施行令第二百六十三条（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、同令第二百六十三条第一項に規定する申告書と併せて提出する復興特別所得税申告書について準用する。

2　法第十七条第一項第三号に規定する政令で定める金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百六十一条第二号に掲げる対価につき法第二十八条第一項の規定により徴収された復興特別所得税の額のうち同条第四項の規定により同条第一項の規定による徴収が行われたものとみなされる金額とする。

（申告による納付等）

第六条　所得税法施行令第二百六十六条第二項及び第三項（これらの規定を同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第十八条第六項において準用する所得税法第百三十五条第一項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

2　第四条第二項及び第三項の規定は、法第十八条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により納付があったものとされる復興特別所得税の額に一円未満の端数がある場合又はその全額が一円未満である場合について準用する。

（申告による源泉徴収特別税額等の還付等）

第七条　法第十九条第一項、第三項、第四項又は第八項の規定により還付する復興特別所得税については、所得税法施行令第二編第五章第三節第一款（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）及び第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは「復興特別所得税申告書」と、「源泉徴収税額」とあるのは「源泉徴収特別税額」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。